

インドネシア金型設計、管理（3分野）専門家の公募

2017年7月19日

独立行政法人 日本貿易振興機構

副理事長 赤星 康

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）では、インドネシア金型産業育成支援を目的とした事業を実施しています。この度、本事業における専門家を下記の要領で募集します。ご関心をお持ちの方は、下記内容をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 事業目的

ジェトロは日本・インドネシア経済連携協定（EPA）に基づき、2008年度よりカウンターパートであるインドネシア金型協会（IMDIA）と共に、インドネシアの金型企業の技術力向上支援事業を実施している。インドネシアの金型分野における人材育成、地場企業の技術・設備の能力向上、日系企業の現地調達率拡大を目的としている。

2. 業務内容

(1) インドネシアで開催する技術セミナー指導

モールド金型設計、プレス金型設計、金型管理これら金型3分野について各分野1名、合計3名の金型の専門家を選定し、以下4.に記した日程にて各分野2回派遣する。現地ではそれぞれの分野の現物を手にしながら現地技術者の技術向上を目指した技術指導セミナーを開催する。第1回目の派遣ではセミナーにて現地企業技術者への指導、それら技術者の課題発見、改善指導を目指す。第2回目の派遣では改善指導の定着の確認及び必要に応じ更なる指導を行なう。

(2) 派遣に係る付帯業務

- 派遣前におけるジェトロとの指導方針の確認及び指導実施時に使用する資料の準備。
- 現地派遣後の活動報告書（課題点の抽出とその解決方法の提案を含む）の提出。
- その他、本事業遂行に必要な業務。

※ 業務内容の詳細は、派遣決定後に打ち合わせの上確定。

3. 募集人数

3名（金型3分野 / モールド金型設計、プレス金型設計、金型管理、各分野1名）

4. 派遣日程・期間：いずれも 2018 年 3 月 30 日までに実施。

分野		派遣開始日	派遣終了日	日数	
					合計
モールド金型設計	第 1 回目	9 月 4 日	9 月 9 日	6 日間	12 日間
	第 2 回目	11 月 6 日	11 月 11 日	6 日間	
プレス金型設計	第 1 回目	11 月 26 日	12 月 1 日	6 日間	12 日間
	第 2 回目	1 月 29 日	2 月 3 日	6 日間	
金型管理	第 1 回目	9 月 18 日	9 月 23 日	6 日間	12 日間
	第 2 回目	11 月 13 日	11 月 18 日	6 日間	

※ 時期、期間、回数については変更の可能性がある。

5. 派遣先国、都市：インドネシア共和国（ジャカルタ）

6. 契約形態：ジェットロと本人（または所属企業・団体等）が業務委託契約書を締結する業務委託方式

7. 応募条件

- (1) 本事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (2) 当該専門分野の実務経験が 5 年以上あること。
- (3) 金型設計、管理における海外での指導経験があること。
- (4) 応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 業務を遂行する上で健康上の支障がないこと。
- (6) 日常会話程度の英語力があること。
- (7) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (8) 本事業及び他のジェットロ事業で派遣実績のある場合、派遣期間中に指導内容、指導姿勢等に重大な問題、または事務手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。

8. 委託費及び旅費等の経費支払

ジェットロの規程に基づき、海外派遣期間については謝金 1 日当たり 30,000 円（不課税）、派遣前準備期間・派遣後整理期間として謝金 1 日当たり 28,572 円（消費税及び地方消費税を含まない）を前後 1 日分、出張旅費（宿泊料・日当）、及び本邦・当該国間の往復エコノミー航空券（現物）を支給する。

※支払いにあたり消費税等の取扱いについて

- ・受託者が課税事業者である場合は、「消費税及び地方消費税」を含めて支払うが、免税事業者の場合は「消費税及び地方消費税」相当額は支払わない。
- ・受託者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類をジェットロに対し提出する。
 - ① 「課税事業者届出書」（写）または「課税事業者選択届出書」（写）
 - ② 納税証明書（その 3：消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明）、または、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書（写）
- ・受託者が個人の場合は、ジェットロによる源泉徴収額を差し引いた額を支払う。

- ・なお、契約期間中に課税事業者、免税事業者のステータスが変った場合は、遅滞なくジェトロに連絡をすること。

9. 応募方法・選考手続き

(1) 公募期間：2017年7月19日（水）～8月2日（水）12時00分

(2) 選考手順：

a. 応募書類に記入の上、2017年8月2日（水）12時00分までに電子メールまたは郵送等にて提出すること。（郵送等の場合12時00分必着）

※専門分野や業務経験などはできるだけ詳細に記入すること。

b. 書類選考の後、面接等を経て採否を決定する。面接にかかわる交通費は支給しない。面接の日時は書類選考通過者にのみ個別に通知する。

c. 選考基準

- ① 事業の実施上に必要な専門知識が豊富（機械・金型に係る広範な知識、技術等）であり、金型設計、管理に係る指導経験があること。
- ② 各自の専門分野（プレス・モールド）の金型構造に熟知し、金型が破損した場合の応急的な修理方法の工程が構築できること。
- ③ 金型故障状況を判断し、恒久的な改善方法が提案できる。その改善方法を初期工程の金型設計に生かす為の標準化を推進するルール作りができること。
- ④ インドネシアの日系自動車・二輪産業、これに係る金型産業、周辺産業が抱える問題点を理解し、派遣を通じてこれに通じる技術指導ができること。（本事業の目的、必要性や達成すべき目標を十分理解していること。）
- ⑤ 自前の技術・技能・管理能力を適切な資料と指導力で、相手の能力に適した教え方ができ、セミナー受講者への問題提起と解決方法の提示、その具体的な実践ができること。
- ⑥ コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、協調性を有していること。（日常会話程度の英語力があること。ただし、セミナーの際は日本語・インドネシア語通訳を配置する。）

(3) 選考結果の公表：

採否のみ応募者本人に通知する（採否理由はお答えできません）とともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表する（個人名は除く）。また、提出書類は返却しない。

※個人情報の取り扱いについて

この公募に関して書類に記入された個人情報は適切に管理し、専門家選定及び派遣手続きのために利用します。

10. お問い合わせ・応募書類提出先（担当部課）

ジェトロ ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課 アジア支援班（担当：橋本、村井）

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

E-mail: BDC@jetro.go.jp

※電話、FAXでの問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への O B の再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)
※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構 O B に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）